

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、  
翌日の日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 農業協同組合が行なおうとする土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞の実施
- 甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施
- 職業訓練指導員学科試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十五年 四月六日	門脇内科医院	倉吉市山根 五八六番地	内科、胃腸科、 循環器科、呼吸 器科、放射線科	門脇 義人

### 鳥取県告示第二百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条イ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
福井 甫	米子市東福原一区 一四〇の三	鳥医 第一四八五号	昭和四十五年四月七日
神田 滋	米子市皆生南林の上 一四〇ノ一	鳥医 第一四八六号	昭和四十五年三月三十日
林 千尋	米子市東福原 三七七の二	鳥医 第一四八七号	昭和四十五年三月三十日
笠原 淑子	鳥取市片原五丁目 三枝荘三三	鳥医 第一四八八号	昭和四十五年四月六日
谷口 弘子	鳥取市久末二一八	鳥業 第二四六号	昭和四十五年四月六日
荒木 威	境港市松ヶ枝町三七	鳥医 第一四八九号	昭和四十五年四月七日
民本 和男	米子市夜見町一四〇六	鳥医 第一四九〇号	昭和四十五年四月九日

鳥取県告示第二百八十五号

・国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	昭和四十五年四月一日

鳥取県告示第二百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
小橋医院	鳥取市吉方町二丁目 五八一	全国	昭和四十五年四月一日
船田医院	米子市尾高一一五九	"	"
須山医院	" 東町五五	"	"
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	"	"
門脇内科医院	" 山根五八六	"	十五日

鳥取県告示第二百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医第一四八一号 川 上 伸 児 昭和四十五年三月十四日

**鳥取県告示第二百八十八号**

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四八五号	福 井 甫	昭和四十五年四月七日
〃 第一四八六号	神 田 滋	〃 三月三十日
〃 第一四八七号	林 千 尋	〃
〃 第一四八八号	笠 原 淑 子	〃 四月六日
鳥国医第一四八九号	谷 口 弘 子	〃
〃 第一四九〇号	荒 木 威	〃 七日
〃 第一四九〇号	民 本 和 男	〃 九日

**鳥取県告示第二百八十九号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十五年四月八日	門 脇 内 科 医 院	倉吉市山根五八六番地

**鳥取県告示第二百九十号**

東伯郡羽合町大字下浅津百八十三番地浅津農業協同組合組合長理事本多不二雄から申請のあつた農業協同組合が行なおうとする土地改良(宇野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年四月十七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第二百九十一号**

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(能竹地区農道整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年四月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十二号

大山町長から申請のあつた町営土地改良（富岡地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十三号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良（松ヶ丘地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年四月三十日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階） 鳥取県公安委員会

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉町三丁目八〇六 山 田 清 子

東伯郡羽合町大字上浅津一の一三 吉 田 文 子

鳥取県公安委員会告示第十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年四月三十日午後二時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階) 鳥取県公

安委員室

二 鑑問者等の住所及び氏名

鳥取市湯所町二丁目一八六 山 田 輝 雄

公 告

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年4月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記試験

火薬類取締に関する法令

一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和45年6月7日(日曜日) 10時から12時まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火薬保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和45年5月9日から昭和45年5月18日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

昭和45年3月24日に実施した職業訓練指導員学科試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和45年4月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

自動車整備科試験合格者

神崎	寿曉	中井	繁美	森尾	弘	森尾	泰延	小坂	実夫
小林	弘二	山根	将延	清水谷	繁	左々木	毅	山内	憲次
澤	貢	浅井	愿	斎藤政一郎	田中	芳明	西村	隆夫	
郷原	良一	宇治田照一	安藤	明道	茶山	美登	角森	敏男	
下場	孜								

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価 部一箇月三百円(送料を含む)】